

試験

自衛官



早朝を、仕事にする。



自衛隊長崎地方協力本部

- 募集種目 高等工科学校生徒
- 受験資格 中卒(見込含)〜17歳未満の男子
- 受付期間 平成26年11月1日(土)〜平成27年1月9日(金)
- 1次試験日 平成27年1月24日(土)
- 試験会場 対馬市交流センター
- 問い合わせ 自衛隊長崎地方協力本部 対馬駐在員事務所 ☎0920(52)0908

下水道排水設備工事 責任技術者試験

- 日時 平成27年1月25日(日) 13時〜16時
- 内容 下水道の一般的分野及び技術的分野

■試験会場

公益財団法人

長崎県建設技術研究センター

(大村市池田2丁目1311番3)

■受付期間

平成26年11月17日(月)

〜12月1日(月)

(9時〜17時 土・日・祝日を除く)

■受験料 8,000円

■問い合わせ

公益財団法人

長崎県建設技術研究センター

(略称…ナーク) ☎0957(54)9630

借金の督促に注意しましょう

最近、5年以上前に返済してそのままになっていた借金について、知らない消費者金融業者から「〇〇からあなたに対する債権を譲り受けたから返済するように」と連絡があるケースが多くなっています。5年以上返済をしていない借金は、本来支払わなくて良い場合があります。ご自身で対応なさらずに、必ず最寄りの行政機関などに相談するようにしてください。

問い合わせ 対馬ひまわり基金法律事務所 ☎0920(52)9229 (弁護士 伊藤 拓)

「脇見・ぼんやり運転」防止運動実施中!

スローガン「気をつけて 脇見・ぼんやり 事故のもと」

ドライバーの皆さん、脇見・ぼんやり運転は事故のもとです。県内の交通事故原因の7割以上が「脇見・ぼんやり運転」です。運転に集中し、前をよく見て運転するように心掛けてください。



問い合わせ 対馬南警察署 ☎0920(52)0110
対馬北警察署 ☎0920(84)2110

11月25日から12月1日までは犯罪被害者週間です

ご存知ですか? 「犯罪被害給付制度」

殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族または重傷・障がいという重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、給付金が支給される制度があります。



問い合わせ 長崎県警察本部警務課犯罪被害者支援室 ☎095(820)0110
対馬南警察署 ☎0920(52)0110 対馬北警察署 ☎0920(84)2110

平成26年12月14日(日)開催

第54回対馬縦断駅伝大会にご協力をお願いします

毎年沿道からたくさんのご声援をいただき、誠にありがとうございます。

当日は、選手の安全な走行にご協力をお願いします。

特に、**車両でのご声援はご遠慮ください。**

また、渋滞が予想されるため、お出かけの際は、時間に余裕をもってご移動ください。



町名	場所	通過時間等
上 県 町	佐須奈郵便局前	8:30～ 8:40
峰 町	峰地区公民館前	10:10～11:00
豊 玉 町	仁位長田～浦底 (斉藤ガソリンスタンド前交差点)	11:30～12:40
美 津 島 町	空港入口～十八銀行美津島出張所前	13:20～13:40
巖 原 町	巖原中学校前交差点～巖原港ターミナルビル前	14:00～14:30

問い合わせ 対馬市体育協会 (対馬市教育委員会・生涯学習課内) ☎0920(88)2004

長崎労働局からのお知らせ

事業主の皆様へ 労働保険への加入手続きはお済みですか？

【労働保険】とは「労災保険」と「雇用保険」を総称したもので、労働者を1人でも雇用している事業主は加入手続きを行う必要があります。

「労災保険」とは労働者が工作中や通勤途中に負傷したり、病気にかかったりした場合に被災者や遺族の方を保護するために必要な給付を行っています。労災保険は労働者がアルバイト・パートであっても加入する必要があります。

「雇用保険」とは労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るために必要な給付を行っています。雇用保険は労働者の一週間の所定労働時間が20時間以上でかつ雇用見込が31日以上になる場合は加入する必要があります。

また、加入手続きがお済みでない事業主の方は早めに手続きをお願いします。加入手続きは、管轄の労働基準監督署・ハローワークで行うほか、事業主団体からなる「労働保険事務組合」へ手続き事務を委託することもできます。

問い合わせ 長崎労働局総務部労働保険徴収室 ☎095(801)0025

「第66回 人権週間」特設人権相談所を開設します

12月4日(木)から12月10日(水)までは人権週間です。

人権擁護委員協議会と法務局は、皆様の身近なところで、人権を守るために活動していますが、今回その一環として特設相談所を開設します。

家庭内のもめごとや近隣所とのトラブルなど、皆様の悩みごとや心配ごとを相談してみませんか？

なお、相談は無料で秘密は固く守られます。

日 時	場 所
11月30日(日) 10:00～15:00	上県地区公民館 視聴覚室
	峰地区公民館 研修室
	対馬市交流センター3階 第5・6会議室

問い合わせ 対馬人権擁護委員協議会・長崎地方法務局対馬支局 ☎0920(52)6463